幼児教育・保育の無償化

無償化の対象は？

- 無償化になるのは保育料のみです。（通園・送迎費・食材料費・行事費などは実費負担）
- 基本は３歳児からです。
- 認定の種類によって無償化される上限額等が異なります。
- このリーフレットは下の表のⒶⒷⒸの**新１号**認定・**新２号**認定・**新３号**認定の申請が対象です。

認定って何？

- 保育園や幼稚園など、教育・保育施設を利用する場合は給付認定（認定）を受ける必要があります。

１号認定　**２号**認定　**３号**認定　**新１号**認定　**新２号**認定　**新３号**認定

- 子どもの年齢や家庭状況により認定が異なります。
- 認定には期間があります。一度受けた認定も期間が切れていないか確認してください。
- 年度ごと、または必要に応じて現況確認書類提出の必要があります。
- 転居や離婚、祖父母等との同居など、世帯状況に変更があった場合は必ずお申し出ください。
- 認定の変更は月単位で行います。変更希望月の**前月末日**までに申請してください。

施設の種類			満年齢 0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
			クラス（4/1時点での年齢） 0歳児クラス	1歳児クラス	2歳児クラス	3歳児クラス	4歳児クラス	5歳児クラス	
A P３参照 私立幼稚園	保育の必要性あり	住民税非課税世帯				新３号	新２号		
		住民税課税世帯							
	保育の必要性なし					新１号			
B P４参照 認定こども園（幼稚園部分）新制度移行の幼稚園	保育の必要性あり	住民税非課税世帯				１号＋新３号	１号＋新２号		
		住民税課税世帯							
	保育の必要性なし					１号			
C P５参照 認可外保育施設 事業所内保育所 ベビーシッター ファミリーサポートセンター など都道府県に届出済みの施設のみ	保育の必要性あり	住民税非課税世帯	新３号			新２号			
		住民税課税世帯							
	保育の必要性なし								
D P８参照 保育所等	在園	保育園	３号 現行通りの料金（住民税非課税世帯は無償）			２号	２号		
		地域型保育（小規模・家庭的保育）							
		認定こども園（保育部分）					２号		
	保育所等保留（待機）中		３号			２号			
E P８参照 障害児通所施設							認定の手続不要		
企業主導型保育事業	従業員枠		３号 または 保育を必要とする事由を事業所が認める場合			２号 または 保育を必要とする事由を事業所がを認める場合			
	地域枠		３号			２号			

340-0016　草加市中央一丁目１番８号　☎048-922-1491　草加市子ども未来部保育課

何号認定かな？確認してみよう

うちの子の場合は？

4月1日時点の年齢は？

0～2歳

住民税非課税世帯？

はい

どの施設を利用？

認可外保育施設等 C
新3号 認定
保育の必要性の認定を受けている場合、保育料が月額4.2万円まで無償
（参照 5 頁）

保育所等 D
- 保育園
- 地域型保育
- 認定こども園（保育部分）

3号 認定
保育料が無料
（参照 8 頁）

いいえ

無償化対象外※

3～5歳

どの施設を利用？

幼稚園※

新制度移行の幼稚園？

はい

認定こども園（幼稚園部分）B
新制度移行の幼稚園（市内では草加みどり幼稚園）
1号 認定
保育料が無料
（参照 4 頁）

いいえ

私立幼稚園 A
（市内では草加みどり幼稚園以外）
新1号 認定
保育料が月額2.57万円まで無償
（参照 3 頁）

認可外保育施設等 C

新2号 認定
保育の必要性の認定を受けている場合、保育料が月額3.7万円まで無償
（参照 5 頁）

保育所等 D

- 保育園
- 認定こども園（保育部分）

2号 認定
保育料が無料
（参照 8 頁）

預かり保育の利用

保育の必要性が認められ、新2号認定 または **新3号認定**の認定を受けた場合、幼稚園の保育料に加え、預かり保育の利用日数に応じて日額450円まで無償

A B ➡ **新2号**（年少クラス以上）または **新3号**（満３歳入園で住民税非課税世帯）

※…満３歳で幼稚園または認定こども園（幼稚園部分）に入園の場合も無償化の対象です。

A 私立幼稚園

（満３歳以上の在園児）

	新１号	新２号	新３号
認定	預かり保育を希望しない子ども。 （新２号・新３号認定に 該当しない場合を含む）	保育を必要とする事由 （参照 6 頁）を認める、 年少クラス以上の子ども。 （預かり保育無償化を希望する）	保育を必要とする事由 （参照 6 頁）を認める、 満３歳児入園で 住民税非課税世帯の子ども。 （預かり保育無償化を希望する）
認定の申請	入園申込時に 【子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書】を記入 ↓ 幼稚園に提出 ↓ 認定を受ける	入園申込時 または 預かり保育を希望する月の前月までに ①【子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書】 ② 保育を必要とする事由を証明する書類（参照 7 頁）を記入 ↓ 幼稚園（または保育課）に提出 ↓ 認定を受ける	
無償化対象額（給付額）と無償化給付の手続き **預かり保育**	新１号の 預かり保育は 無償化対象外	各幼稚園が設定した預かり保育料のうち、 １日**450**円 × 月の利用日数 まで無償化 【償還払い】…いったん保護者が利用料を全額支払い、後から対象額分の返却を受けます。 イメージ 預かり保育の利用と手続きの流れ 家庭 ①預かり保育を利用 ②利用料の請求 ③利用料の支払い ④領収書兼提供証明書を発行（年度末締め 4月頃） ⑤給付申請(請求書記入) ⑥利用料を償還（利用した翌年度5月頃） 幼稚園 草加市役所 受理	
給食費	給食費は **各幼稚園が設定した料金**を支払い 低所得世帯および多子世帯の免除制度 対象…年収360万未満相当世帯と**小学校３年生以下**の兄姉が２人以上いる子ども。 ・対象者には免除通知が市役所から届きます。（4～8月分と9～3月分の2回に分けて算定） 給食費のうち、１日上限**225**円（月額上限**4,500**円）まで減額免除されます。 【償還払い】…いったん保護者が給食費を全額支払い、後から対象額分の返却を受けます。		
保育料など	保育料は **25,700**円/月額 を上限に無償化 イメージ 月々の支払い 預かり保育料 → 各幼稚園の設定料金をいったん幼稚園に支払います。上記のとおり、対象者は年度末の申請後に無償化分の給付を受けられます。 雑費（行事代・バス利用代など） → すべて自己負担で幼稚園に支払います。 給食費 → 各幼稚園が設定した料金を幼稚園に支払います。上記のとおり、減免制度対象者は市からの通知後、年度末の申請後に減額免除分の給付を受けられます。 入園料 → 各幼稚園が設定した保育料から月額25,700円を超える場合の超過分だけを幼稚園に支払います。また、保育料の差額分がある場合は、入園料の一部が無償化の対象になります。（入園料が無償化の対象になるのは入園年度のみです。） 保育料（月額上限 25,700円 まで無償化）	
他の施設と併用	新２号または新３号の認定を受けた子どもが、十分な預かり保育が提供されていない（平日の保育提供時間が８時間未満または開所日数が年間200日未満）幼稚園と認可外保育施設等の預かり保育と併用した場合、無償化の対象となります。 無償化対象額（給付額）は、新２号認定…月額上限11,300円 ・ 新３号認定…月額上限16,300円 ですが、 幼稚園の預かり保育分 １日**450**円×月の利用日数分 が優先されます。		

B

認定こども園（幼稚園部分）・新制度移行の幼稚園
（ 満３歳以上 の在園児）

		1号	新2号	新3号
認定		在園児 （全員取得）	預かり保育無償化を希望する場合 保育を必要とする事由（参照6頁）を認める、年少クラス以上の子ども。	保育を必要とする事由（参照6頁）を認める、満３歳入園で住民税非課税世帯の子ども。
認定の申請		入園申込時に【子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書】を記入 ↓ 施設に提出 ↓ 認定を受ける	入園申込時 または 預かり保育を希望する月の前月までに ①【子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書】 ② 保育を必要とする事由 を証明する書類（参照7頁）を記入 ↓ 施設（または保育課）に提出 ↓ 認定を受ける	
無償化対象額（給付額）と無償化給付の手続き	預かり保育	１号の 預かり保育は 無償化対象外	各幼稚園が設定した預かり保育料のうち、 １日**450**円 × 月の利用日数 まで無償化 【償還払い】…いったん保護者が利用料を全額支払い、後から対象額分の返却を受けます。 イメージ 預かり保育の利用と手続きの流れ 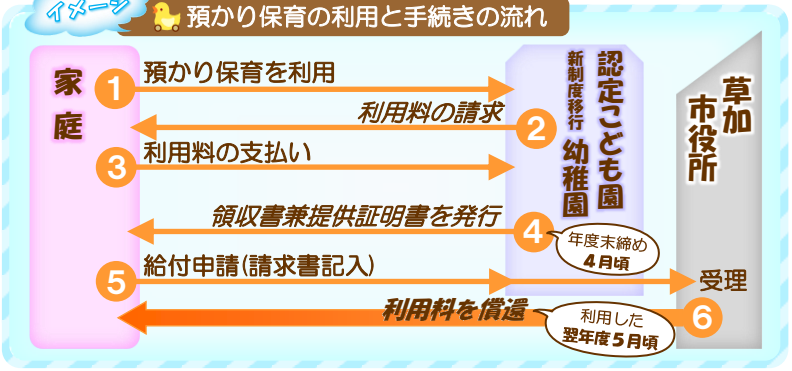 	
	給食費		給食費は **各施設が設定した料金**を支払い 低所得世帯および多子世帯の免除制度 対象…年収360万未満相当世帯と**小学校３年生以下**の兄姉が２人以上いる子ども。 ・対象者には免除通知が市役所から届きます。（4～8月分と9～3月分の2回に分けて算定） 給食費のうち、１日上限**225**円（月額上限**4,500**円）まで減額免除されます。 【償還払い】…いったん保護者が給食費を全額支払い、後から対象額分の返却を受けます。	
	保育料など		保育料は **全額無償化** イメージ 月々の支払い 預かり保育料 → 施設が設定した料金をいったん施設に支払います。上記のとおり、対象者は年度末の申請後に無償化分の給付を受けられます。 雑費（行事代・バス利用代など） → すべて自己負担で施設に支払います。 給食費 → 各施設が設定した料金を施設に支払います。上記のとおり、減免制度対象者は市からの通知後、年度末の申請後に減額免除分の給付を受けられます。 入園料 → すべて自己負担で施設に支払います。 （保育料） → 保育料は全額無償です。	
他の施設と併用		新２号または新３号の認定を受けた子どもが、十分な預かり保育が提供されていない（平日の保育提供時間が８時間未満または開所日数が年間200日未満）認定こども園(幼稚園部分)又は幼稚園と、認可外保育施設等の預かり保育と併用した場合、無償化の対象となります。 無償化対象額（給付額）は、新２号認定…月額上限11,300円・新３号認定…月額上限16,300円ですが、認定こども園(幼稚園部分)又は幼稚園の預かり保育分１日**450**円×月の利用日数分が優先されます。		

C　認可外保育施設・事業所内保育所・ベビーシッター・ファミリーサポートセンター など
（都道府県に届出済みの施設のみ）

	新2号	新3号
認定（※）	保育を必要とする事由（参照6頁）を認める、3歳児クラス以上の子ども。	保育を必要とする事由（参照6頁）を認める、0～2歳児クラスで住民税非課税世帯の子ども。
認定の申請（※）	施設利用申込時 または 施設利用を希望する月の前月までに ①【子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書】 ② 保育を必要とする事由 を証明する書類（参照7頁）を記入 ↓ 保育課に提出 ↓ 認定を受ける	
無償化対象額（給付額）	新２号の保育料（利用料のみ）は月額上限**37,000**円まで無償化	新３号の保育料（利用料のみ）は月額上限**42,000**円まで無償化
無償化給付の手続き　認可外施設等のみの利用	【償還払い】…いったん保護者が利用料を全額支払い、後から対象額分の返却を受けます。	
無償化給付の手続き　他施設と併用	**幼稚園・認定こども園**（幼稚園部分）・新制度移行**幼稚園**に在園しながら**認可外保育施設等**と**併用**する場合、在園する**幼稚園・認定こども園**（幼稚園部分）・**新制度移行幼稚園**で申請し、給付を受けます。	

注意

（※）**●無償化の給付を受けたい場合は、必ず申請し認定を受けてください。**

●認定は月単位で行い、申請の翌月から認定します。入園と同時に認定を受けたい場合は、入園前に申請してください。

●認定を受けていなくても施設は利用できます。（認定を受けていなければ実費負担です。）

保育を必要とする事由（　認定要件と期間　）

保育を必要とする場合、以下の①～⑥いずれかの事由で認定を申請します。
原則として、父・母ともに必要です。

保育を必要とする事由と要件	認定期間			
	新２号（最長）		新３号（最長）	
① 就　　労 居宅内外で、一月に**４８時間**以上、児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。	（ア） 小学校就学前まで	（イ） 満了する月の末日まで	（ア） 満３歳の誕生日の前々日まで	（イ） 満了する月の末日まで
② 求 職 活 動 就労が内定している、又は求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること。	認定開始日から２か月間		（ア） 満３歳の誕生日の前々日まで	（イ） 認定開始日から２か月間
③ 妊 娠 ・ 出 産 妊娠中又は出産後間がないこと（出産（予定）月が認定（希望）月の前後2か月にある方）。	出産予定月と その前後２か月の計５か月間		（ア） 満３歳の誕生日の前々日まで	（イ） 出産予定月とその前後２か月の計５か月間
④ 疾病・障がい 疾病、負傷、障がいを有すること。	小学校就学前まで		満３歳の誕生日の前々日まで	
⑤ 介 護 ・ 看 護 長期にわたる疾病、負傷、障がいを有する親族を常時介護・看護していること。	小学校就学前まで		満３歳の誕生日の前々日まで	
⑥ 就学・技能取得 学校（職業訓練校等を含む）に通っていること。	（ア） 小学校就学前まで	（イ） 満了する月の末日まで	（ア） 満３歳の誕生日の前々日まで	（イ） 満了する月の末日まで

●認定には期間があります。一度受けた認定も期間が切れていないか確認してください。
●年度ごと、または必要に応じて現況確認書類提出の必要があります。
●申請内容に変更があった場合は必ずお申し出ください。
●認定の変更は月単位で行います。変更希望月の前月末日までに在園施設または保育課に申請してください。

※ 育児休業中の方

●育児休業を取得することは、育児をする期間という目的のため、**保育の必要性は認められません。**

Ⓐ Ⓑ 幼稚園利用者…**新２号**または**新３号認定**から**新１号認定**に**変更してください。**

Ⓒ 認可外保育施設等利用者…以下の書類を提出してください。
①【子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書】
② 育児休業取得期間がわかる書類（◆就労証明書（☆））。

※現況確認などで育児休業取得が判明した場合には、遡（さかのぼ）って申請の変更または取消しをします。
※復職をする時に改めて新２号または新３号認定の申請をしてください。

※ 育児休業から復職予定の方

●復職後、**新２号**または**新３号認定**が必要な方は、**改めて申請が必要です。**

《復職日から認定を開始したい場合》
以下の書類を育児休業終了（予定）日の前月末日までに提出してください。
①【子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書】
② 育児休業終了（予定）日がわかる書類（◆就労証明書（☆））
※復職後は、速やかに◆復職証明書（☆）を提出してください。復職日から30日以内に復職証明書の提出がない場合、復職日からの認定はできません。（復職日から30日経過後に復職証明書が提出された場合、提出日の翌月からの認定になります。）

☆…草加市の書式で提出してください。◆…勤務先で記入してもらってください。
書類は、在園の施設、保育課窓口にあります。また、市のホームページ（トップ/健康・福祉・子育て・教育/出産・子育て/保育（または幼稚園）/幼児教育・保育の無償化について）からダウンロードもできます。

保育を必要とする事由（　提出する書類　）

提出前に記載されている内容に不備等がないか必ず確認してください。

保育を必要とする事由			提出書類	注意事項
①就労	外勤・内勤		◆就労証明書（☆） （不規則勤務の場合はシフト表）	【共通事項】 ・証明日が認定希望月の前月末日時点で**3か月以内**のものが有効。 ・仕事を掛け持ちしている場合は、それぞれの勤務先の就労証明書を提出してください。
	自営	中心者（事業主）	◆就労証明書（☆） ●自営業の添付書類 右の（ア）のうち１点の写し	（ア） いずれか１点 ●最新年分の確定申告書控え（第一表・第二表） ●開業届（１年以内に開業の場合） ●履歴事項（又は現在事項）全部証明書 ●法人事業概況説明書　等 （イ） いずれか１点 ●最新年分の確定申告書控え（第一表・第二表） ●最新年分の源泉徴収票 ●最新の給与明細 ※　確定申告書控え及び法人事業概況説明書の写しは、税務署の収受印のあるもの ※　e-Taxを用いて確定申告を行った場合は、収受印の代わりとして、受信通知、最新年分の確定申告書等送信票、即時通知のうち１点を確定申告書又は法人事業概況説明書の写しと併せて提出してください。 ※　農業に従事している方は農業委員会発行の耕作証明書を提出してください。
		協力者（親族が経営している会社に勤務）	◆就労証明書（☆） ●自営業の添付書類 右の（イ）のうち１点の写し	
②求職活動	就労内定の方（就労先が内定している）		◆内定証明書（☆）	認定開始後２か月以内に内定先で就労を開始し、就労証明書（☆）を提出すること。
	求職活動の方		●認定に関する誓約書（☆）	認定開始後２か月以内に月４８時間以上の就労を開始し、就労証明書（☆）を提出すること。
③妊娠・出産			●母子健康手帳の写し等	母の氏名と出産予定日が記載されたもの。
④疾病・障がい			●医師の診断書又は障害者手帳等の写し	【医師の診断書の場合】 ・保育を行うことが困難であることが明記されたもの。 ・証明日が認定希望月の前月末日時点で**3か月以内**のものが有効。 【障害者手帳等の場合】 ・氏名や等級等が記載されている部分
⑤介護・看護			●介護・看護状況申告書（☆） ●被介護・被看護者の書類	【被介護・被看護者の書類とは】 いずれか１点 ●医師の診断書（介護又は看護が必要であることが明記されたもの。証明日が認定希望月の前月末日時点で**3か月以内**のものが有効。） ●障害者手帳等の写し ●その他（介護・看護が必要な状態がわかるもの）
⑥就学・技能習得			●在学証明書（学生証） ●時間割表	・趣味・カルチャースクールは対象外。 ・在学期間、一週間当たりの授業時間等がわかる書類を提出してください。

☆…草加市の書式で提出してください。◆…勤務先で記入してもらってください。

書類は、在園の施設、保育課窓口にあります。また、市のホームページ（トップ/健康・福祉・子育て・教育/出産・子育て/保育（または幼稚園）/幼児教育・保育の無償化について）からダウンロードもできます。

該当者のみ必要な書類

下記に該当する方は利用施設または保育課に書類を提出してください。

世帯の状況	注意事項	該当する書類（提出書類）
母子又は父子世帯	【離婚】及び【未婚（一度も婚姻歴がなく現在も婚姻状態でない）】の場合、右記書類のいずれか１点の書類を提出。 （事実婚の方は母子又は父子世帯に該当しません）	●ひとり親家庭等医療費受給者証 ●児童扶養手当証明書 ●父又は母の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の離別・死別等の記載があるもの
	【離婚を前提に保護者が別居中で住民票が別住所】の場合、右記書類のいずれか１点の書類を提出。	●離婚調停中であることがわかる書類 ●弁護士を通して離婚手続きを進めていることを証明する書類 ●公正証書
・前年度１月２日以降に市外から草加市へ転入、又は転入予定 ・草加市外居住のまま草加市の施設を利用	【転入】及び【転入予定】の場合、転入（予定）日によって、必要な課税証明書の年度が違いますのでご注意ください。 【草加市外在住のまま利用】の場合、課税証明書を毎年度提出する必要があります。	**前**年度１月１日時点で草加市**外**在住の方 ●**前年度**市県民税の課税（非課税）証明書（写し可）
		今年度１月１日時点で草加市**外**在住の方 ●**今年度**市県民税の課税（非課税）証明書（写し可）
海外から草加市へ転入	・収入がなかった方は草加市保育課にご相談ください。	**前年度**１月１日時点で海外在住の場合 ●**前々年度**１月１日から**前年度**12月31日までの収入がわかる書類
		今年度１月１日時点で海外在住の場合 ●**前年度**１月１日から**今年度**12月31日までの収入がわかる書類

D 保育所等

保育園・地域型保育（小規模・家庭的保育）・**認定こども園**（保育部分）（在園児 及び 保留(待機)児）

	2号	3号
認定	保育を必要とする事由（『保育所等入園案内』参照）を認める、満３歳以上の子ども。	保育を必要とする事由（『保育所等入園案内』参照）を認める、満３歳未満の子ども。
認定の申請	入園申込時に ①【子育てのための教育・保育給付認定（変更）申請書】 ② 保育を必要とする事由 を証明する書類（『保育所等入園案内』参照）を記入 ↓ 保育課に提出 ↓ 認定を受ける	
利用者負担額（保育料） ※４月１日時点の年齢	３～５歳児**クラス**※は 保育料**全額無償化**	０～２歳児**クラス**※は 無償化対象外 （低所得世帯等に減額制度があります。詳細は『保育所等入園案内』を確認してください。）
給食費（副食費）	３～５歳児**クラス**※の 支払金額は月額**4,500**円 （低所得世帯等に免除制度があります。詳細は『保育所等入園案内』を確認してください。）	保育料に含まれます。

入園の申込みと認定の申請は草加市役所保育課です。
必要書類（【保育所等入園案内】）は保育課窓口で配布、草加市役所ホームページに掲載しています。
詳しくは保育課にお問い合わせください。

E 障害児通所施設

申請	障害児通所施設（児童発達支援等の利用者負担）は無償化の対象ですが、**新たな手続きは必要ありません。**

企業主導型保育事業

標準的な利用料が無償化の対象です。**詳しくは利用施設にお問い合わせください。**

対象となる子ども	０歳児から２歳児の住民税非課税世帯と３歳児から５歳児の児童 従業員枠は事業者が保育の必要性を確認（認定の必要なし） 地域枠で無償化の対象になるには、２号または３号認定が必要 （※１）利用や無償化に伴う保育料については、事業者と保護者の契約になります。ただし、２号・３号認定が必要な方は事業者をとおして市に申請を行う必要があります。 （※２）入園時に「利用報告書」、退園時に「利用終了報告書」を施設または市にすぐに提出してください。報告書の用紙は、利用施設または市のホームページにあります。 ※小学校入学のため卒園する場合は、「利用終了報告書」は不要です。